

令和 7 年 9 月川越町パートタイム会計年度任用職員 募集要項

●令和 7 年 9 月 1 日採用会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の規定に基づき任用される非常勤職員で、身分は地方公務員となります。

会計年度任用職員は、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等への従事制限（フルタイム会計年度任用職員に限る）、分限及び懲戒等の地方公務員法の規定の適用を受けます。

1 募集職種・採用予定人員・資格要件

募集職種 あいあいセンター図書室事務補助員

採用予定人員 1 名

資格要件

（１）地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）

（２）採用後に、川越町又はその近郊に居住できる方

（３）外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。

※ 外国籍の方については、採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。詳しくは、「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

※ その他条件等については「パートタイム会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。

※ 各種資格は令和 7 年 8 月 31 日までの取得見込を含みます。

2 試験日時と会場

日 時：令和 7 年 8 月 21 日（木）午後から順次実施予定

場 所：川越町あいあいセンター

内 容：面接

※ 試験時間等については、後日担当課より E メールで通知します。

3 合格発表

郵送で通知します。

4 応募方法等

（１）申込方法

下記いずれかの方法でお申し込みください。

- ・履歴書を提出
- ・紙媒体でのお申込みの代わりに、町ホームページ会計年度任用職員募集記事内、応募フォームからの Web 申込

(2) 受付期間及び時間

・【持参する場合】

平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分受付

令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

・【郵送の場合】

令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時必着

・【W e b 申込の場合】

令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時までの申込完了分

(3) 提出書類

・履歴書（町ホームページからダウンロードできます）

※ 採用選考に関して提出いただいた書類等については、返却致しません。なお、採用選考において取得した個人情報 は採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

(4) 提出先

川越町あいあいセンター

〒510-8123 三重郡川越町大字豊田一色314番地

※ 郵送の場合は、封筒に「会計年度任用職員採用試験関係書類在中」と朱書きのこと。

【参考】地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、川越町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

※「公権力の行使」にあたる主な職務の例

占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、川越町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。）の職（具体的には係長、主幹）への昇任は制限されません。